	06007xxx99x3xx
	06007xxx99x40x
	06007xxx99x41x
35 フルオロウラシル（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年12月20日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx0104xx
	06007xxx0114xx
	06007xxx97x3xx
	06007xxx97x40x
	06007xxx97x41x
	06007xxx99x3xx
	06007xxx99x40x
	06007xxx99x41x
36 メロペネム水和物（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年12月20日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	01008xxx99x00x
37 デクスラゾキサン（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
38 ブレンツキシマブ ベドチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130030xxx99x30x
	130030xxx97x3xx
	130020xxx99x3xx
	130020xxx97x3xx
	130030xxx99x31x
39 トラスツズマブ エムタンシン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xxx97x30x
	090010xxx97x31x
	090010xxx99x30x
	090010xxx99x31x
	090010xxx01x3xx
	090010xxx02x3xx
	090010xxx03x3xx

○農林水産省告示第五百四十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第23386号

2　品種登録の年月日　平成26年４月８日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Oryza sativa L.

4　登録品種の名称　亀の蔵（かめのくら）

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

茨城県つくば市観音台三丁目１番地１

7　出願公表の年月日　平成24年９月12日

二　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生三〇八の１（次の図に示す部分に限る。）、四八八、五八三の五・五八四の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五八四の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷菅生三〇八の１、四八八（次の図に示す部分に限る。）、五八三の五、五八四の四、五八四の一三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父郡東秩父村大字大内沢字居用一一七の一、一三〇、一三一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正